

# 投資信託受益権振替決済口座管理規定

株式会社 山梨中央銀行

## 第1条 (この規定の趣旨)

この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座（以下、「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下、「保振機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

## 第2条 (振替決済口座)

- 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 振替決済口座には、保振機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下、「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下、「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

## 第3条 (振替決済口座の開設)

- 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
- 2 当行は、お客さまから当行所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および保振機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則および保振機構が講ずる必要な措置ならびに保振機構が定める保振機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この規定の交付をもって当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

## 第4条 (契約期間等)

- この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- 2 この契約は、お客さままたは当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

## 第5条 (当行への届出事項)

当行所定の申込書に記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等および押印された印影、個人番号、法人番号をもって、届出の住所、氏名または名称、生年月日等および印鑑、個人番号、法人番号とします。当行が届出の住所、氏名または名称に宛てて通知を行い、またはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかつた場合でも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

## 第6条 (振替の申請)

お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に對して振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたもの、その他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るもの、その他保振機構が定めるもの
- (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下、「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (5) 償還日の翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- (6) 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、保振機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

- ① 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
- ② 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
- ③ 償還日前営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ④ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑤ 償還日
- ⑥ 償還日翌営業日
- （7）振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けないもの
- 2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、また法人の場合においては、届出の印章により記名押印してご提出ください。
- （1）減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
- （2）お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるべき保有口か質権口かの別
- （3）振替先口座およびその直近上位機関の名称
- （4）振替先口座において増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
- （5）振替を行う日
- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合は、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合は、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合は、前各項の手続きを待たずに投資信託受益権の振替の申請があつたものとして取扱います。
- 7 第7条 (他の口座管理機関への振替)
- 当行は、お客さまからお申し出があった場合は、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いを行っていない等の理由により、振替を受付けない場合は、当行は振替の申し出を受付けないことがあります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合は、あらかじめ当行所定の依頼書によりお申込みください。
- 8 第8条 (担保の設定)
- お客さまの投資信託受益権について担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合は、保振機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。
- 9 第9条 (抹消申請の委任)
- 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について償還または、信託の併合、お客さまの請求による解約が行われる場合は、当該投資信託受益権についてお客さまから当行に対して振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づきお客さまに代わってお手続きさせていただきます。
- 10 第10条 (償還金、解約金および収益分配金の代理受領等)
- 振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたもの、その他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがある場合は、当行がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当行からお客さまにお支払いします。
- 2 当行は、前項の規定に関わらず当行所定の様式によりお客さまからの申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされている投資信託受益権（差押えを受けたもの、その他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指定された当行に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

## 第11条（お客さまへの連絡事項）

当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。

- (1) 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）
  - (2) 残高照合のための報告
  - (3) お客さまに対して保振機構から通知された事項
- 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合は、残高照合のための報告内容を含めて行います。なお、その内容にご不審の点がある場合は、速やかに当行の投資信託責任者に直接ご連絡ください。
- 3 当行は、前項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 4 当行が届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて通知を行い、またはその他の送付書類を発送した場合は、延着しました到着しなかった場合でも通常到達すべきときに到達したものとします。

## 第12条（届出事項の変更手続き）

住所、氏名もしくは名称、取を行う目的、職業、法人の場合における印章、代表者の役職、住所、氏名および事業の内容、25%超の議決権をお持ちの方等の住所、氏名もしくは名称、個人番号、法人番号その他の届出事項に変更があった場合、または法人の場合における印章を失った場合は、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

- 2 前項の届出を怠る、あるいはお客さまが当行からの請求を受領しないなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行が行った通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。
- 3 第1項により届出があった場合は、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 4 第1項による変更後は、変更後の住所、氏名または名称、印影、個人番号、法人番号等をもって届出の住所、氏名または名称、印鑑、個人番号、法人番号等とします。

## 第13条（口座管理料）

当行は、振替決済口座を開設した場合は、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することができます。また、料金の支払いがない場合は、投資信託受益権の償還金、解約金、収益分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

## 第14条（当行の連帯保証義務）

保振機構または直近上位機関が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 投資信託受益権の振替手続きを行った際、保振機構または直近上位機関において誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかつたことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益分配金の支払いをする義務
- (2) その他、保振機構または直近上位機関において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかつたことにより生じた損害の賠償義務

## 第15条（保振機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

当行は、保振機構において取扱う投資信託受益権のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については、取扱いません。

## 第16条（解約等）

次の各号のいずれかに該当する場合は、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることができます。第4条による当行からの申し出により契約が更新されない場合も同様とします。また、この解約により当行に損害が生じたときはその損害額をお支払いいただぐものとします。

- (1) お客さまから解約のお申し出があつたとき
- (2) お客さまが手数料を支払わないとき
- (3) お客さまがこの規定に違反したとき
- (4) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準備員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜する者または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当すると当行が判断し、またはお客さまが次のいずれかに該当すると当行が判断し、当行が解約を申し出たとき
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (5) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をなされたと当行が判断し、当行が解約を申し出たとき
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他①から④に準ずる行為
- (6) その他やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延した場合は、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じた場合は、直ちにお支払いください。

- 3 当行は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

## 第17条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭について、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

## 第18条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められた場合、または店舗等の火災等緊急を要する場合は、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

## 第19条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- (2) 法人の場合における各種依頼書、諸届、その他の書類に使用された印影が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いを行ったうえで、当該書類について偽造、変造、その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 法人の場合における各種依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替を行わなかった場合に生じた損害

#### 場合に生じた損害

- (4) 災害、事変、その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により、投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第16条の解約により生じた損害
- (7) 第18条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

#### 第20条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客さまが有する特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について振替法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）について、振替法に基づく振替制度へ移行するためにお客さまから当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合は、投資信託約款に基づき、振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請についてお客さまから代理権を付与された投資信託委託業者からの委任に基づき、第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと、ならびに第3号および第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- (1) 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請
- (2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- (3) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること

#### 第21条（この規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

附則　この規定は、2021年6月15日から適用いたします。

以上  
2021年6月